

「第三アンチノミー」における カントの因果論

滝 沢 正 之

はじめに

(1) 問題提起

本論文の目的は、イマヌエル・カント『純粹理性批判』「超越論的弁証論」「純粹理性のアンチノミー」「第三アンチノミー」を、原因を探究する実践はいかなるかたちで合理化されうるのか、という問題にかんする応答として解釈することにある。¹このような解釈の試みには二つの大きな狙いがある。

一つめの狙いは、「第三アンチノミー」というテキストをどう解釈するかという点にかかわる。「第三アンチノミー」は伝統的に、自由と自然必然性の両立論の成否を問うという観点から読まれてきた。ところが、「第三アンチノミー」の議論展開については、解釈史上、さまざまな疑問が呈されている。²本論文は、このような批判の流れを引きつぎ、カントの議論のどこに問題があるのか、その問題はどのようにして解消されうるのかを論じるものである。方向性の概略は以下のとおりである。「第三アンチノミー」には、自由と自然必然性の両立論を擁護するという問題意識とは別に、原因探究の行為を合理化するという問題意識があり、両者が混在している。この二つの問題意識と、その各々に対応する議論は区別しうるし、すべきである。しかし、カントはこれらを一括して「第三アンチノミー」をめぐ一連の議論のうちに落としこんでしまっている。これがカントの議論の問題点である。そこで、本論文は、「第三アンチノミー」か

ら、後者、すなわち、原因探究の行為を合理化するという問題意識にもとづく議論を切りだすことを試みる。³

二つめの狙いは、カントの因果論に新しい角度から光を当てることである。カントの因果論はおもに「経験の類推」「第二類推」に注目して論じられてきたが、「第三アンチノミー」に依拠することで、「第二類推」とは異なる角度から因果性について考察することが可能となる。後論を先取するならば、「第三アンチノミー」の因果論は、因果性とはなにかを問うのではなく、因果性を探究する営みとはなにかを問うものである。⁴そして、このような因果論の内実は、「純粹理性のアンチノミー」における「構成的」概念と「統制的」概念の対比がもつ哲学的な含意を検討することにより明らかになる。⁵この概念対は『純粹理性批判』のさまざまな場面でさまざまなしかたで登場しているが、それが「第三アンチノミー」において果たしている哲学的な役割を明らかにすることで、カントの因果論についても洞察が得られるのである。

(2) 本論文の構成

ここで、本論文の構成を確認しておく。本論文は以下のような内容をもつ三節からなる。

第一節においては、「第三アンチノミー」の問題設定の確認がなされる。すでに述べたように、本論文は、「第三アンチノミー」に異なる二つの問題意識を見てとるものである。ここでは、「第三アンチノミー」のそもそもの問題設定が、原因探究の行為を合理化するという問題意識に導かれたものとして適切に解釈しうることが示されるであろう。

第二節においては、第一節で定式化された「第三アンチノミー」がどのように解決されるのかが検討される。原因探究の行為を合理化する試みとしての「第三アンチノミー」は、理性の原則を統制的原理として位置づける、という発想にもとづいて解決されるのである。

第三節においては、これまで確認された議論が、自由と自然必然性の両立論という哲学的問題とどのように関係するのかが示される。「第三アンチノミー」の解決部分でカントが展開する議論は、原因探究の行為の合理化ではなく、自由と自然必然性の両立論の擁護を目指すものとなっている。すなわち、「第三アンチノミー」は二つの独立の哲学的問題をそのうちに含んでしまっている。この混乱した事態がなぜ生じたのかについて、考察がなされるであろう。

1 「第三アンチノミー」の議論構成

(1) 「第三アンチノミー」を整理するさいの方針

アンチノミーは、定立と反定立、二つの命題が矛盾対当の関係に立つという状況において成立する。「純粹理性のアンチノミー」第二節「純粹理性の反定論」によれば、「第三アンチノミー」の定立と反定立は、それぞれ以下のようなものである。

定立：自然の諸法則にしたがう因果性は、そこから世界の諸現象が総じて導かれうる唯一の因果性ではない。諸現象の説明のためには、自由をつうじた因果性をさらに想定することが必要である。(A444/B472)

反定立：いかなる自由も存在せず、世界におけるあらゆるものは、ただ自然の諸法則にしたがってのみ生じる。(A445/B473)

たしかにこれら二つの命題は矛盾しているようである。そして、他ならぬ理性がこれらの両命題を同時に主張しているとされるのであるから、事態は深刻である。理性が非合理である、という結論は到底受け入れることができない。⁶

さて、両命題の提示につづく証明の部分において、定立と反定立が理性

に帰属させられるに至る過程が説明される。さて、本論文は、「第三アンチノミー」の定立および反定立の証明を、一つの工夫をしたうえで再構成することを試みる。⁷ 「第三アンチノミー」の証明の道行きにおいては、理性が複数の役割を担っている。そのそれぞれの内実を明確にするために、理性の役割を別々の主体に割りあてて整理することとしたい。⁸

さて、ここで問題になるのは、理性の役割にどんなものがあるのかということである。結論から言えば、以下の四つの役割が区別されるべきである。第一に、理性は現象世界において原因を探究しなければならない。⁹ 第二に、理性は、原因を探究する理性にたいして定立を信念として帰属させなければならない。第三に、理性は、原因を探究する理性にたいして反定立を信念として帰属させなければならない。第四に、理性は、相対立しあう第二および第三の理性の主張にたいして、一階上の視点から調停をしなければならない。これで、理性の役割は四つとなる。そして、本論文は、原因を探究する主体を「自然学者」とする。また、第三節「こうしたその係争にさいしての理性の関心について」における整理にしたがい、自然学者に定立を信念として帰属させる主体を「独断論者」と呼び、自然学者に反定立を信念として帰属させる主体を「経験論者」と呼ぶこととする。(A465f/B493f)¹⁰そして、独断論者と経験論者の相対立する主張を調停する主体を「批判的理性」とする。

この工夫の特徴は、「第三アンチノミー」を、行為を合理化し理解しようとする場面にそくして捉えるところにある。本論文は、第一の役割における理性の原因探究の行為を、第二および第三の役割における理性が合理的なものとして理解しようとするところにアンチノミー状況が生じると解するのである。なるほど、「第三アンチノミー」そのものの文言に、問題の役割の区別は明示的に現れていないように思われる。しかし、後に示すように、「第三アンチノミー」の統制的原理に訴える解決を適切に位置づけるためには、上のような整理をすることが有効なのである。

(2) 「第三アンチノミー」の証明の再構成

先に示した工夫にしたがい、定立および反定立の証明を整理してみよう。

出発点となるのは、自然学者の原因探究の行為である。さしあたり、この行為は以下のように記述しうる。なにか注目すべき出来事が経験において生じたときに、その出来事がなぜ起きたのかについて、自然学者は十全な説明を与えようと試みる。そして、その試みにおいて、自然学者は、ある原因から次のさらなる原因へと背進しつづけるのである。

さて、独断論者と経験論者は、自然学者がなぜそのような行為をするのか理解しようと試みる、換言すれば、自然学者の行為を合理化しようと試みる。自然学者は理性の役割を擬人化したものであるから、その行為は合理的でなければならない。すなわち、少なくとも、なぜ自然学者がそうするのかを説明するような信念なり欲求なりを、自然学者に帰属できなければならない。¹¹ところが、ここで、独断論者と経験論者の意見は食いちがう。

独断論者は、自然学者が「自然の諸法則にしたがう因果性は、そこから世界の諸現象が総じて導かれうる唯一の因果性ではない。諸現象の説明のためには、自由をつうじた因果性がさらに」存在する、という信念、つまりは定立を内容とする信念を抱いている、と主張する。それにたいして経験論者は、自然学者が「いかなる自由も存在せず、世界におけるあらゆるものは、ただ自然の諸法則にしたがってのみ生じる」という信念、つまりは反定立を内容とする信念を抱いている、と主張するのである。

ちなみに、ここでの「自由」は、原因の系列を端的に始める能力を指しているので、混乱を避けるため、以下では「第一原因」と呼ぶこととする。この第一原因は、それ以上の原因を要求しないがゆえに、これが与えられることで、出来事の十全な説明が成立するようなものである。

独断論者の言いぶんは、以下のとおりである。もしも自然学者が、世界

のすべてが自然必然性のもとにある、と信じていたとしよう。これはすなわち、自然学者が、原因を探究する営みが完結しえないと信じていることを意味する。

かくして、あらゆるものがたんなる自然の諸法則にしたがって生じるときには、ただ従属的な始まりのみがつねに存在することになり、けっして第一の始まりは存在しないことになり、かくして、互いに由来しあう諸原因の側には、そもそも系列の完全性は存在しないことになる。
(A444f./B472f.)

これはおかしい。そもそも自然学者は、なにか出来事が生じたときに、その出来事がなぜ起きたのかについて十全な説明を与えようとしていたはずである。しかし、原因を探究する営みが完結しえないということは、説明がどこまでも完結せず十全なものにならない、ということである。このとき自然学者は、実現しないと信じている目的を追求していることになってしまう。これは、自然学者が合理的な行為者であるという前提に反する。ゆえに、仮定は誤りである。自然学者は定立を信念として抱いていないなければならないのである。

それにたいして、経験論者の言いぶんはこうなる。もしも自然学者が、世界には第一原因がある、と信じていたとしよう。しかし、このとき自然学者は同時に、第一原因を自分が発見することはない、とも考えていなければならない。というのも、第一原因を探究の過程で見いだす、ということは、すでに「原則の体系」で確立された「第二類推」に反する。「第二類推」によれば、現象的世界における変化の経験には、同じく現象的な原因が必ず時間的に先行しているはずである。因果性のカテゴリーの適用は経験の成立のための条件であるから、原因を欠いた出来事を経験するということとはありえない。もしもそれに類する状況に主体が陥ったとしても、

それは、原因を欠いた出来事の経験とは見なされず、そもそもなにかを経験をしそこなただけだと見なされるのである。¹²

しかし、各々の始まりが作用するということは、原因がはまだ作用していない状態にあったことを前提しており、そして、作用の力学的に第一の始まりは、まさに同じ原因の先行する状態とはいかなる因果的連関ももたないような、つまり、そこからはいかなるしかたでも帰結しないような、ある状態を前提する。かくして、超越論的自由は因果法則に対立し、作用因の継起的な諸状態がそのように結合しているということは、それにしたがっては経験の統一が可能ではないようなものであり、それゆえまたいかなる経験においても見いだされないようなものであり、つまりは空虚な思考物である。(A445f./B473f.)

しかし、これはおかしい。自然学者は出来事の十全な説明をしようと試みていたのであり、その十全な説明を与えてくれるものが、第一原因だったはずである。しかし、第一原因は思考物にすぎないとされてしまった。そうであるならば、自然学者は、第一原因を発見することがないと信じていながら、第一原因を追求していることになる。このことは、自然学者を非合理的な行為者にしてしまう。ゆえに、仮定は誤りである。自然学者は反定立を信念として抱いていなければならない。

ここで、困ってしまったのは、独断論者と経験論者双方の主張を聞かされた批判的理性である。どちらの主張にも理由がある。しかし、自然学者に両方の信念を帰属させるわけにもいかない。二つの信念は互いに矛盾しているので、これまた、自然学者が合理的な主体であるという前提が崩れてしまうのである。

四人の登場人物がなにを試みているのかをまとめておこう。自然学者がなにをしているのかは、まさに問題の出発点になっており、分析待ちの状

態である。独断論者と経験論者の関心は、自然学者の探究行為を合理化することにあり、批判的理性の関心は、独断論者と経験論者の主張を調停することにあり、この問題状況を念頭に置いたうえで、さっそく「第三アンチノミー」の解決を検討してみたい。

2 「第三アンチノミー」の統制的原理に訴える解決

(1) 理性の原則は構成的原理なのか統制的原理なのか

本論文は、「第三アンチノミー」の解決を、第八節「宇宙論的理念にかんする純粹理性の統制的原理」までにおける議論に求める。本来、各々の「アンチノミー」の解決は、第九節「あらゆる宇宙論的理念にかんする理性の統制的原理の経験的な使用について」において展開されているはずであるが、本論文は、ひとまず第八節までの記述から、あるべき解決の方向性を読みとることとしたい。

カントは第一節「宇宙論的理念の体系」において、理性の原則として以下のものを示す。

理性はこのこと〔絶対的な全体性など〕を以下のような原則にのっとりて要求する、すなわち、条件づけられたものが与えられているときには、諸条件の総体も、したがって、条件づけられたものがそれによってのみ可能であるような、端的に無条件的なものも与えられているのである。(A409/B436)

この原則を因果性に適用したものが、第一原因を求める自然学者の探究行為を支えているはずである。そして、その行為を独断論者と経験論者が理解しようとしたさいに、「第三アンチノミー」が成立したのであった。

結論から述べるならば、カントは問題状況の根源を、理性の原則の理解のしかたに求める。理性の原則は、統制的原理として理解すべきものであ

る。ところが、独断論者も経験論者も、この原則を構成的原理として理解してしまっていた。原則を統制的原理として理解するということは、これを規則あるいは格率として理解するということである。¹³そして、規則であるということの要点は、それが無条的なものにかんする存在論的コミットメントを含まない、つまり、無条件的なものにかんして世界が客観的にどうなっているのかについての信念を含まないことにある。

第八節に先立つ第七節「理性の宇宙論的自己矛盾の批判的解決」における記述を参照することから始めよう。

まず、以下の命題は明晰でありかつ疑いようがなく確實である、すなわち、条件づけられたものが与えられたときには、我々には、まさにこのことをつうじて、条件づけられたものにたいするあらゆる諸条件の系列における背進が課せられているのである [……]。(A497f/B256)

原則は、自然学者にたいして、諸条件の系列を背進するという行為を課している。言いかえれば、原則は、自然学者にたいして、なにか条件づけられたものが与えられたならば諸条件の系列を背進せよ、と命令している。ここで注目すべきは、背進の終着点の位置づけである。カントによれば、もしもここで物それ自体が問題になっているのであれば、条件づけられたものの提示において条件はすでに同時に与えられていると言ってよい。(A498/B526) しかし、ここで問題になっているのは諸現象の総合である。この場合には、たとえ条件づけられたものが与えられていたとしても、条件もまた与えられていると言うことはできない、とカントは述べる。

なぜなら、諸現象は、把握においては、それ自体、(空間および時間における) 経験的総合にほかならず、それゆえこの総合においてのみ与え

られているからである。さて、条件づけられたものが（現象において）与えられているときに、その経験的条件をなすような総合もまた、このことをつうじて共に与えられ、かつ、前提されるということはまったく帰結しないのであり、この総合は背進においてはじめて生じ、背進なしにはけっして生じないのである。（A499/B527）

カントはたんに「条件」という表現を使っているが、背進が問題になっているのだから、ここで念頭に置かれているのは諸条件の系列の完結した全体性ないしは諸条件の系列の始点ということとなろう。これは、本節の最初で引用した理性の原則の表現において、「端的に無条件なもの」（A409/B436）と呼ばれていたものである。かくして、第七節の議論は以下のようにまとめられる。理性の原則は、条件づけられたものが提示されたとき、自然学者に諸条件の系列を背進せよと命令する。しかし、そのさい、端的な無条件的なものの存在にコミットする必要はない。

このような洞察を踏まえて、第八節「宇宙論的理念にかんする純粹理性の統制的原理」は、構成的原理と統制的原理という概念対の提示に至る。理性の原則は、構成的原理として理解すべきものなのか、あるいは統制的原理として理解すべきものなのか。この問いにたいしてカントは、統制的原理として理解しなければならない、と答える。これはすなわち、理性の原則をすぐ前に第七節にそくして確認したように理解する、ということである。

〔……〕かくして、この理性の原理〔統制的原理〕は、規則として、我々に背進において生じるべきことを要請しはするが、あらゆる背進に先だって客観においてそれ自体で与えられているものを予料することはないようなものである。（A509/B537）

この場合には、背進の終着点である端的な無条件なものにかんして、与えられていると考える必要がなくなる。理性の原則を統制的原理として受けられているかぎりにおいては、背進の終着点である端的な無条件なものについて、それが存在するという信念を持つ必要がないのである。他方、理性の原則を構成的原理として理解したときには、その原則は端的な無条件なものにかんする存在論的コミットメントを含むものとされる。しかし、このような理解はカントによれば誤りである。¹⁴そもそも、この原則が構成的原理として成立することはありえないのである。

さて、純粹理性のこの規則の意味を適切に規定するためにまず注意すべきは、この規則が、客観がなんであるのかを語ることはできず、客観の完全な概念に達するためには、どのように経験的背進がなされるべきかを語りうるものであることである。なぜならば、前者が成立してしまうと、この規則は構成的原理となるであろうが、そのようなものは純粹理性からはけっして可能ではないからである。(A509f./B537f.)

さて、ここで確認すべきは、統制的原理が問題的な存在論的コミットメントを含まないということの内実である。節をあらためて議論を進めていきたい。

(2) 統制的原理とはどのようなものか

まずは、カントの言葉にそくして論を進めよう。統制的原理の内実をよりよく規定するために、「超越論的弁証論」の付録に位置する「純粹理性の理念の統制的使用について」における説明を参照したい。ここでのカントの説明は、「純粹理性のアンチノミー」における理性の原則の位置づけについて、あらためて定式化を与えているものとして解釈しうる。すなわち、先に問題になっていた端的な無条件的なものを、「純粹理性の理念」

あるいは「超越論的理念」の一例として位置づけることができる。

それゆえ、私は以下のように主張する。超越論的理念は、それをつうじてある対象の概念が与えられるように、構成的に使用されることはなく、そう理解されるような場合には、この理念はたんに理屈を捏ねるような（弁証論的な）概念なのである。しかし、それにたいして、超越論的理念は、優れてかつ不可欠に必然的な統制的使用をもつ、つまり、悟性のある種の目標へと向けるような使用をもち、この目標を見込んで、あらゆる悟性の規則の方向線は一つの点へと合流するのであるが、この一つの点は、なるほどたんなる理念（虚焦点 focus imaginarius）ではあるが、それがまったくもって可能的経験の外に存するために、そこから悟性概念が実際に出発はしないにもかかわらず、悟性概念に最大の統一と最大の拡大を獲得させるのには役立つようなものである。（A644/B672）

問題となっている理性の原則が統制的原理であるということは、そこに登場した「端的に無条件的なもの」という表現が理念を指しているということの意味する。理性の原則は、規則として、ある行為をなすよう指定を行う。そのさい、この原則は、どのように行為したらよいかを、あたかも端的に無条件的なものを目指しているかのように行為せよ、と表現するのである。このとき、理性の原則は、端的に無条件的なものの存在にコミットしてはいない。端的に無条件的なものは、あくまで要求されている行為がどんなものであるかを表現するために引きあいに出されているだけである。このことをカントは「虚焦点」という表現で示唆しようとしている。

さらに、「純粹理性の理念の統制的使用について」に続く「人間的理性がもつ自然的弁証論の究極意図について」において、カントは理性の原則を、悟性によって与えられた諸々の認識のあいだの体系的統一を目指すこ

とを命じる規則として位置づける。つまり、理性の原則は「主観的な格率」なのである。

純粹理性は、実際、自分自身以外としか関わらないし、また別のいかなる仕事もちえない。なぜならば、理性には、経験概念の統一のために諸対象が与えられているのではなく、理性概念の統一のために、つまり、一つの原理における連関の統一のために悟性認識が与えられているからである。理性統一は体系の統一であり、この体系的統一は理性にとって客観的に原則として役立って、理性を諸対象のうえに広がらせるのではなく、主観的に格率として役立って、理性を諸対象のあらゆる可能的な経験的認識のうえに広がらせるのである。(A680/B708)

主観的な格率である、ということは、客観がどのようにあるかとは関わりなく、ある一定の行為をなすことが規則として課せられている、ということであろう。すでに述べたように、この主観的な格率の内容を表現するさいに、なんらかの存在者への言及がなされることはありうる。しかし、そのさいには、その存在者はたんなる統制的理念として、「かのように *als ob*」という表現つきで引きあいに出されているだけである。以下は、その事情を述べたものである。

さて、この理性存在者 (*ens rationis rationcinatae*) はなるほどたんなる理念であり、それゆえ、端的にそしてそれ自体だけで現実的ななかとして想定されることはなく、ただ蓋然的にのみ根底に置かれるものであるが (なぜならば、我々はそれにいかなる悟性概念をつうじても到達しえないからである)、それは、感性界の物のあらゆる結合を、あたかもその結合がこの理性存在者においてその根拠をもっているかのようにみなすためである。しかし、これは、体系的統一をそれに基礎づけた

めという意図でなされており、その体系的統一とは、理性には不可欠であるが、経験的な悟性認識にはいずれにせよ有益であり、それにもかかわらずけっしてその邪魔にはなりえないものである。(A681/B709)

統制的原理が求めているのは、あくまで体系的統一をなすことであり、問題の理性的存在者を発見することではない。たしかに、体系的統一をどのようになしたらよいのかと問われれば、あたかも理性的存在者が存在しそれを求めるかのようになせ、という答えが返ってくる。しかし、あたかも理性的存在者を求めるかのようにふるまうという行為と、理性的存在者を求めるという行為とは、まったく別のものである。統制的原理が言っているのは前者であって後者ではない。

この理念の意味が、体系的な世界機構の根拠がそこに属すると考えられるような、現実的な事物を主張すること、あるいはまたたんに前提することとして見なされるときには、この理念の意味はただちに誤解される。[……] 換言すれば、この超越論的な物は、たんに、かの統制的原理の図式であり、それをつうじて理性は、理性にそくしているかぎり、あらゆる経験のうえに体系的統一を広げるのである。(A681f/B709f.)

このように、カントは、統制的原理が問題的な存在論的コミットメントを含まないという事態を、「虚焦点」「主観的な格率」「かのように」といった様々な表現を使って説明しようと試みている。次節では、この統制的原理や統制的理念といった道具立てを、「第三アンチノミー」の問題状況に導入し、検討を行いたい。この場合には、「端的に無条件的なもの」は、第一原因を指すこととなるだろう。

(3) 行為の合理化には二つの種類がありうる

全体の流れを整理してみよう。独断論者と経験論者は、理性の原則を構成的原理として理解していた。これは、自然学者の原因探究の行為を合理化するさいに、自然学者に一定の存在論的コミットメントを帰属させていたことを意味する。つまり、独断論者と経験論者は、事実にかんする信念と欲求の組を帰属させることにより、自然学者の行為を合理化しようとしていたのである。自然学者は第一原因を発見したいという欲求をもっている。それに、どのような事実にかんする信念を組みあわせるべきか。まさに、この点にかんして独断論者と経験論者は意見を異にしていたのであった。

しかし、理性の原則は統制的原理として、つまりは、規則として理解されるべきなのであった。これは、自然学者の行為にたいして、独断論者や経験論者とは別様の合理化をしなければならない、ということの意味しよう。そして、その合理化とは、信念と欲求を帰属させるのではなく、規範の受容を帰属させることによってなされるものとなる。この解決について、カントを離れて少々の説明を与えておこう。

冒険家が穴を掘りつづけているとしよう。冒険家が、海賊の宝を手に入れることを欲求しており、かつ、足元の地面の下に海賊の宝が埋まっていると信じているとすれば、その穴掘りは合理化される。このとき、冒険家には、足元の地面の下に海賊の宝がある、という世界のありようについての存在論的コミットメントが帰属させられることになる。これが、信念と欲求を帰属させることによる合理化の一例である。しかし、別の形式の合理化もありうる。ある銀行員がネクタイを毎日締めているとしよう。その主体が、銀行員はネクタイを毎日締めるべきであるという規範を受けいれているとするならば、その人のネクタイの着用は合理化される。このように、信念と欲求を帰属させることだけではなく、規範を帰属させることもまた、ある主体の行為を合理化することができる。¹⁵

冒険家の隣に、まったく同じように穴を掘りつづけている人がいて、外から見ているだけでは、その人のふるまいと冒険家のふるまいに区別がつかないでしょう。そうだとすると、その人の行為を合理化するさいに、先の冒険家と同じような海賊の宝についての信念を帰属させねばならないわけではない。その人が、たんに自分は穴を掘りつづけるべきであるという規範を受けいれており、さらに、穴の掘りかたにかんして、あたかも足元の地面の下の海賊の宝を掘りだそうとしているかのように掘るべきである、という指定をも受けいれているとすれば、その人のふるまいは冒険家と区別がつかないものとなるからである。そして、このような事例は想像可能である。たとえば、その人が役者であり、映画監督がその人にスコップを渡して地面を指し、あたかもここに海賊の宝が埋まっているかのように穴を掘るように演技指導した場合などである。この役者は、足元の地面の下に海賊の宝が埋まっていると信じている必要はないし、また、埋まっていないと信じている必要もない。¹⁶

この考察を「第三アンチノミー」に当てはめてみると、独断論者や経験論者とは異なる方法で自然科学者の行為を合理化する道があることに気づく。自然科学者が、合理的な認識主体はあたかも第一原因があるかのように探究活動をすべきであり、かつ、自分は合理的な認識主体である、と信じているでしょう。実際、先に挙げた理性の原則は、まさに理性に課せられているはずのものであるし、また、自然科学者は理性の役割を擬人化したものなのだから、合理的な主体のはずである。このとき、自然科学者にたいして、自分はあたかも第一原因があるかのように探究活動をすべきである、という規範を帰属させることができる。このことによっても、自然科学者の探究活動は合理化されうる。

そして、この合理化は、自然科学者が第一原因についてどのような存在論的コミットメントをしているのかにいったい触れずになされている。自然科学者は、第一原因が実在すると信じている必要も、実在していないと信じ

ている必要もない。この論点は端的に話題に無関係であり、どちらにしてもこの合理化は成立しうる。たしかに自然学者に帰属された規則のうちに、「第一原因」という表現は登場している。しかし、この表現は、自然学者にたいして要求されている行為がどんなものであるかを表現するために、あくまで引きあいに出されているだけである。つまり、規則のうちの「第一原因」は統制的理念にすぎないのである。

(4) 統制的原理はなにを命令しているのか

ここまでの議論をまとめておこう。

行為の合理化とは、なぜその行為がなされたのかを説明することである。そして、その説明は、行為主体の信念を示すことによっても可能であるし、また、行為主体が規範として受けいれている規則を示すことによっても可能である。これに対応して、なぜ自然学者がある原因から次のさらなる原因へと背進しつづけるのか、という問いについても、二通りの答えがありうる。一つめの答えは、自然学者が第一原因の存在を信じており、その発見を求めているからだ、というものである。二つめの答えは、自然学者が、原因探究における背進を可能なかぎり続けるべきだ、という規則を規範として受けいれているからだ、というものである。そして、後者の説明こそが、この場合に妥当なものとされる。その理由は、構成的原理に訴える解決は、自然学者を矛盾した信念の持ち主にしてしまうからである。ここでの自然学者は理性の一側面そのものなのだから、自然学者を非合理的な主体にしてしまうような、この方向性は採用しえない。それゆえ、統制的原理に訴える解決を採用すべきなのである。

ここであらためて、統制的原理にしたがうと自然学者はなにをすべきなのかを考えておきたい。すでに述べたように、その説明が与えられるべき第九節は、別種の哲学的問題の検討に当てられており、この点にかんするカントの説明は貧弱である。そこで、事柄にそくして補足することとし

たい。

第八節で端的にカントが述べるように、自然学者に求められているのは、原因の系列を背進しようとしつづけることである。

かくして、理性の宇宙論的原則は本来、ただ以下のような規則である、すなわち、この規則は与えられた諸現象の系列において背進を命じるのであるが、この背進には、端的に無条件的なもののもとに留まることは許されていないのである。(A508f./B536f.)

自然学者は所与の出来事について、その原因を探究しなければならない。そのさい、自然学者は、いくら努力しても原因が発見しえない事態に陥るかもしれない。しかし、そこで「いままさに自分は第一原因を発見した」と考えることは、「第二類推」によって自然学者に禁じられていた。それはどこまでいっても「いまだ原因が特定できないため、規定された経験を獲得しえていない」事態だと解されねばならないのであった。

しかし、だからといって「原因の系列は背進方向に無限である」と想定することも自然学者には禁じられている。たとえば、いま手元にある出来事が第一原因である可能性もありうるからである。「第二類推」が禁じているのは、第一原因について経験することであり、また、その経験にもとづいて第一原因の存在を主張することである。¹⁷第一原因の存在非存在については、「第二類推」は中立的である。つまり、自然学者に禁じられているのは、第一原因に到達したという内容の経験をすることであり、第一原因に到達することではない。第一原因は、自然学者にとって、それが存在するかどうか知りえないという意味と、もしもそれが存在し、そこに到達しえたとしても、それが第一原因であると知りえないという意味との両方において不可知なのである。¹⁸

統制的原理は、以上のようなかたちで第一原因にかんする存在論的コ

ミットメントを徹底的に排除する。これが、「虚焦点」「主観的な格率」「かのように」といった表現でカントが説明を試みている事態であろう。

では、第一原因が到達不可能であるにもかかわらず、それを求めているかのように原因を探究しつづけよ、と命ずることにどのような眼目があるのか。

まず確認すべきは、具体的な原因探究行為においては、それが日常的な場面でなされるものであれ科学の現場でなされるものであれ、カントが言うような背進は生じない、という点である。具体的な原因探究行為は、一定の状況下で一定の問題意識のもとに行われ、その問題意識が満たされれば終了する。たとえば、ある地域で蝗が大量発生した原因を探究している生物学者は、気候の変化や天敵の現象などといった諸条件を突きとめた時点で満足する。そこで、ではなぜ気候が変化したのか、とさらに問うのは、別の新たな原因探究を始めることであり、蝗の大量発生をめぐる探究にとっては不適切であろう。統制的原理の命令はこういった不適切なものであってはならない。

統制的原理の役割はより抽象的な次元に求められる。統制的原理は、自然学者にたいして、個別具体的な場面でのどのように原因を探究すべきかではなく、自らのなしている原因探究行為についてどのような意味づけをすべきかを指定している。すでに述べたように、具体的な原因探究行為は一定の文脈をもつ。しかし、自然学者は、そのような多種多様な原因探究行為が、より広い視点から見れば、自然全体を十分に根拠づけられた一つの系列として描出するという、人類の大きな営みの一部であると考えていなければならない。つまり、第一原因は、個別の自然学者の目標ではなく、抽象化された自然学者集団の目標であり、統制的原理は自然学者にこういった自然学者集団への帰属意識をもつよう命じているのである。この主張の背景には、科学的探究を有用性から切りはなす発想と、科学的知識の本質に体系的統一を要求する発想が見てとれる。¹⁹これは、いかにも近代

哲学的な科学観であるが、その妥当性については本論文では論じない。重要なのは、このような科学観を受け入れることが、自然科学者であるための条件であり、ひいては、理性的な認識主体であるための条件でもあることである。この意味で、「超越論的感性論」や「超越論的分析論」だけではなく「超越論的弁証論」もまた、カント的な理性的主体にかんする積極的な主張を含む。「超越論的弁証論」の役割は、仮象の論理学として形而上学的な誤謬を批判するという消極的なものに限定されるわけではないのである。²⁰

(5) 小括

結局のところ、独断論者と経験論者は、自然科学者の原因探究の行為を合理化する方法について根本的に誤っていたのである。事実にかんする信念と欲求の組を帰属させて自然科学者の行為を合理化しようとする、相矛盾する二つの信念がともに自然科学者に帰属させられるかのように思えてしまう。しかし、規範の受容を帰属させることによって合理化を行えば、そもそも問題は生じない。独断論者と経験論者は、構成的な合理化をいかにして行うかで争っていた。しかし、統制的な合理化というまったく別の道がありえ、それこそがこの場合には適切なのである。

このような診断を下すことで、批判的理性は、独断論者と経験論者の双方が間違っていること、この二人が間違いを犯した理由、あるべき合理化のしかた、すべてを示し、独断論者と経験論者の係争を調停することができる。ある主体は、原因探究にかんする一定の規則を規範として引きうけることによって、自然探究という知的な営為に参与する合理的な認識主体とみなされる。このとき、この主体は、第一原因が実在するか否かについてなんらの存在論的コミットメントをも引きうけることなく、その規則を引きうけることができる。第一原因の実在非実在は、論点として無関係かつ不適切なのである。

3 原因探究の行為の合理化には別の解決もありうるのか

(1) 力学的総合という発想と二種類の原因

ここまで本論文は、構成的原理と統制的原理の区別に訴える解決を、行為の合理化の方法の区別に訴える解決として解釈してきた。理性がなす原因探究の行為は、構成的原理に訴える合理化ではなく、統制的原理に訴える合理化によってのみ、適切に理解されうるのであった。

このような「第三アンチノミー」の解決は、「純粹理性のアンチノミー」第八節までの議論から読みとったものである。それは、本来、解決が論じられるべき第九節で、カントは自由と自然必然性の両立論を擁護する議論に全精力を傾けているからである。ここで検討したいのは、自由と自然必然性の両立論が、原因探究の行為の合理化をめぐる議論とどのように関係するのか、ということである。ただし、自由と自然必然性の両立論はきわめて大きな主題であるので、本論文では、この論点が登場する瞬間のみに注目して検討を行うこととしたい。結論から述べるならば、カントの議論は問題含みである。

第九節の中ほどに位置する「数学的・超越論的理念の解決のための結語と力学的・超越論的理念の解決のための前置き」でカントはまず以下のように述べる。

我々があらゆる超越論的理念による純粹理性のアンチノミーを一つの表にしたとき、我々は、この係争の根拠および、この係争を取りさる唯一の方法を示したのだが、その方法とは、対立する両主張がともに偽と説明されるものであった。そこでは、我々は、諸条件を、空間および時間の関係にしたがって、それが条件づけるものに帰属するものとして思いえがいたが、これは普通の間人悟性が通常前提していることであり、ここにかの係争は全面的に基づいていた。(A528/B556)

カントは、先立つ議論をまとめて「二つの対立する主張がともに偽である」とされたと述べているが、これは誤解を招きやすい。この整理は、定立や反定立の命題の真偽が問題になっていたかのような印象を与える。しかし、これは本論文の理解に反する。たしかに独断論者と経験論者の主張は間違っていたが、それは、自然学者の行為を合理化する方法を間違えていたという意味においてである。本論文の整理では、定立や反定立の命題は、偽であるから不適切とされたのではなく、この合理化に無関係なので、引きあいに出すことが不適切とされたのである。

さて、つづく議論で事態は大きく動く。そこでカントは、数学的総合と力学的総合の違いという新たな論点を提示したうえで、以下のように述べる。「第一アンチノミー」および「第二アンチノミー」では数学的総合が、つまりは同種的なものの総合が扱われていたが、「第三アンチノミー」では力学的総合が、つまりは異種的なものの総合が問題になっている。このとき、原因は、因果系列をなすような現象的なものでも、それ以上の背進を要求しないような無条件的なものでも、どちらでもありうる、とされる。

これにたいして、力学的系列の徹頭徹尾条件づけられているものは、現象としてのその系列から切りはなされはしないが、経験的に無条件的でありまた非感性的な条件とともに、一方では悟性を、他方では理性を満足させるのであり、そして、無条件的な全体性をたんなる諸現象においてどうか探しもとめた弁証論的な論拠は脱落するのであるが、それについて、理性の諸命題は、このようなしかたで訂正された意味において、両者ともに真でありうる [……]。(A531f./B559f.)

自然学者としての理性の役割は、経験において生じた出来事について、それがなぜ起きたのか十全な説明をすべく、原因を探究することにあっ

た。ところが、この原因に、異なる二種類が考えられ、それらは独立であるとされる。原因は、現象的なものであっても、非現象的つまりは知性的なものであっても、どちらでもよい。因果関係は異種的な総合であるから、現象的な原因と現象的な結果の組だけではなく、知性的な原因と現象的な結果の組も、因果関係を構成しうるのである。

この主張の正当性はここでは問わない。²¹注目したいのは、先の引用で原因が二種類ありうると主張したすぐ後で、カントがそこから導いている帰結、すなわち「第三アンチノミー」における「理性の諸命題は、このようなかたで訂正された意味において、両者ともに真でありうる」という帰結である。この主張は、統制的原理という発想に訴える「第三アンチノミー」の解決に、ある問題を投げかける。

(2) 定立と反定立の両立論から生じる問題

独断論者と経験論者は、自然学者にそれぞれ異なる信念を帰属させていた。独断論者は、自然学者が定立を内容とする信念を抱いている、と主張し、経験論者は、自然学者が反定立を内容とする信念を抱いている、と主張していた。そして、両者の主張を受けいれてしまうと、自然学者が矛盾した信念を抱いていることになってしまうのであった。ところが、カントは、「訂正された意味において」、すなわち、原因は二種類ある、という前提を加えることで、自然学者の二つの信念がともに真である可能性を確保しうると述べる。独断論者と経験論者の主張をともに受けいれたとしても、自然学者が矛盾した信念を抱いていることにはならないのである。

たしかに、そうかもしれない。自然学者が、世界には第一原因がある、と信じており、かつ、自然学者が、世界のすべては自然必然性のもとにあり、原因は終わりのない背進の系列をなす、と信じているとする。この両信念における「原因」が同じものを指示していたのであれば、自然学者の信念は矛盾していよう。しかし、第一の信念における「原因」が知性的な

原因を指示しており、かつ、第二の信念における「原因」が現象的な原因を指示しており、かつ、知性的な原因と現象的な原因がまったく独立のものであれば、もはやここに矛盾はないだろう。このことは、自然学者の原因探究の行為を合理化するにあたって、構成的原理に訴える合理化を試みたとしても、自然学者に矛盾した信念を帰属させることにならない、ということの意味しよう。

さて、ここで問うべきは以下のことである。以上のことは、さらに一歩進んで、自然学者の原因探究の行為が、構成的原理に訴えても合理化しうる、ということの意味するのであろうか。もしそうだとすれば、カントは、第八節では原因探究の行為は統制的原理に訴えて合理化すべきである、と述べていたが、第九節に至って、原因探究の原理は構成的原理に訴えても合理化しうる、とも主張しはじめたことになる。はたしてこう考えてよいものだろうか。

(3) 構成的原理による合理化は成功しない

結論から述べるならば、答えは否である。独断論者と経験論者が自然学者に帰属させた信念が矛盾していなかったとしても、独断論者と経験論者の試みた合理化が成功するわけではない。

本論文の整理した「第三アンチノミー」の問題状況は、自然学者の原因探究の行為が上手く合理化できないところにある。自然学者に帰属させた信念が矛盾することは、この上手くいかなさを構成する一要因ではあるが、そのすべてではない。矛盾が解消されたからといって、それだけで合理化の成功が約束されるわけではない。そして、構成的原理に訴えるやりかたは、結局のところ、自然学者の行為の合理化に失敗する。

矛盾が解消された場合には、自然学者は、世界には知性的な第一原因がある、と信じており、かつ、世界のすべては自然必然性のもとにあり、現象的な原因は終わりのない背進の系列をなす、と信じていることになる

う。さて、自然学者は、現象的な出来事について、それがなぜ起きたのかについて十全な説明をしようと試みていた。そして、ある原因からさらなる原因へと背進しつづけていた。では、この自然学者の行為を、どちらの信念がどのように合理化するのであろうか。

もしも自然学者が知性的な第一原因を念頭において探究を行っているのであれば、経験的な探究を行うのは非合理である。知性的原因は経験的な探究で発見しうるものではないからである。また、もしも自然学者が現象的な原因を念頭において探究を行っているのであれば、この場合も経験的な探究を行うのは非合理である。ここでは現象的な原因は終わりのない背進の系列をなすとされている、第一原因は原理的に発見しえないからである。そうであれば、自然学者が両方の原因を念頭において探究を行っていたとしても（たとえば、どちらでもいいから見つけよう、といったように）事情は変わらず、経験的な探究は非合理的なものとなるであろう。

このように、構成的原理に訴える解決の試みは、自然学者の原因探究の行為を合理化しえない。やはり、原因探究の行為は、規則によって統制されたものとして理解されるべきなのである。

（４）関心論の問題点

カントは「第三アンチノミー」にかんして異なる問題意識を混線させているようだ。では、なぜそうなってしまったのか。原因の一端を、「純粹理性のアンチノミー」第三節「こうしたその係争のさいの理性の関心について」における議論に見てとることができる。

ここで、カントは、アンチノミーの定立および反定立を駆動している哲学的な動機を「関心 Interesse」という概念を用いて説明する。定立に与する立場が「独断論」、反定立に与する立場が「経験論」とされたうえで、それぞれが一定の関心に基づいているとされるのである。この主張は形式的にはアンチノミー一般にかんするものであるが、以下で見るように

議論の核には自由概念が置かれており、実質的にはとくに「第三アンチノミー」を念頭に置いたものとなっている。本論文の整理にそくすならば、自然学者の行為を合理化しようとする独断論者と経験論者の背後には、それぞれなりの関心が存しているのであり、その関心の違いが、自然学者の行為を合理化するさいの違いを導いているのである。

ここで注目すべきは、定立を支える関心が複数あることである。ここでは、そのうちの二つに注目したい。²²一つめは、実践的関心と呼ばれるものである。カントは、独断論者が定立の側に魅力を感じるの、それが道徳と宗教に親和性があるからだとする。

かくして、宇宙論的な理性諸理念の規定における独断論の側、あるいは定立の側で示されるのは、第一に、ある種の実践的関心であり、気立てのよい人はみな、その人が自分の真の利益を理解しているときには、心の底からこれに与する。[……] 私の思考する自己が、同時に、その選択意志にもとづく諸行為において自由であり自然の強制を超出していること [……]、こういったことはみな道徳と宗教の礎石なのである。
(A466/B494)

独断論者は、自然学者は道徳と宗教に関与しうる主体でもなければならぬと考えている。そして、自然必然性に支配されない自由は「道徳と宗教の礎石」をなすものの一つに数えいられる。それゆえ、独断論者は、自然学者の行為を合理化するさいに、自由を許容すると思われる定立の側を支持するのである。

しかし、定立を支える関心は実践的関心だけではない。もう一つが思弁的関心である。独断論者は、諸条件の系列の成立を合理的に説明できるのは定立のみであると考えがゆえに、こちらの側に魅力を感じてもいるのである。

第二に、理性の思弁的関心もまたこの定立の側に表現されている。なぜならば、超越論的理念がそのようなしかたで想定され使用されるときには、無条件的なものから始めることで、諸条件の連鎖全体が完全にアブリオリに把握されうるし、条件づけられたものの導出は理解されうるからである [……]。(A466f/B494f)

では、反定立の側に立つ経験論者のほうではどうか。反定立の側には実践的関心は関わらないとされる。

宇宙論的な諸理念の規定における経験論の側、あるいは、反定立の側では、第一に、道徳と宗教とが携えているようなものとしての、理性の純粋な諸原理からのそのような実践的関心は、まったく見つからない。(A468/B496)

反定立を支えているのは思弁的関心のみである。経験論者は、反定立のほうで、悟性がなすべき経験的な自然探究に親和的であると考えている。それだからこそ、反定立の側に魅力を感じているのである。

これにたいして、しかし、経験論は、理性の思弁的関心に利益を提供するのであるが、その利益は、非常に魅惑的なものであり、理性諸理念の独断論の論者が約束するであろう利益をはるかに凌駕する。経験論にしたがうと、悟性はつねに、自分に固有の地盤、すなわち、純然たる可能的経験という領域のうえに存することになるのだが、悟性はその可能的経験の諸法則を探究することができ、また、その諸法則を介して、悟性は自分の確実かつ平明な認識を限りなく拡張することができる。(A468/B496)

独断論者と経験論者の係争は見た目よりも複雑である。「第三アンチノミー」の係争はたしかに一つである。しかし、定立を支持する立場の背後には、別個独立の二つの動機が存する。つまり、独断論者は、いわば内部で二派に分かれているのであり、その二派は、別個の関心に基づいて係争に参加している。係争が続いているかぎりでは定立側は一枚岩であるがゆえに、この二重性は露呈しない。問題は、係争が解決される時に生じる。係争の解決にさいして、独断論者も経験論者も、その立場を放棄し解決を受けいれることを求められる。ここで重要なのは、双方が納得しうるような解決は、双方のもともとの関心がある程度満足させるものでなければならないことである。そうでなければ、調停は成立しない。経験論者にかんしては、問題はない。経験論者の満たすべき関心は一つであり、自然学者が経験的な自然探究をなす主体であることが確保されれば、経験論者はそれで納得する。しかし、独断論者は二つの異なる関心をもつ。それゆえに、解決は二通り用意されねばならない。一つめの解決は、独断論者にたいして、定立の側に立たずとも、自然学者に道徳と宗教に関与する余地を残しうることを示すものである。二つめの解決は、独断論者にたいして、定立の側に立たずとも、自然学者が背進するとされる諸条件の系列を説明しうることを示すものである。言うまでもなく、本論文が論じてきた統制的な解決は二つめの解決に、自由と自然必然性の両立論的な解釈は一つめの解決にそれぞれ対応する。これらは別の問題にかんする別の解決と解すべきものである。²³

このように、「関心論」において、カントは明らかに、アンチノミーの成立に二つの別個の問題意識を結びつけている。しかるに、「純粹理性のアンチノミー」全体をつうじて、カントは、アンチノミーを解決するという課題があたかも単一のものであるかのように論を進めており、そのことが、議論を必要以上に錯綜したものにしているのである。²⁴

おわりに

「第三アンチノミー」は、自由と自然必然性の両立論を論じたものとして読まれてきた。しかし、「第三アンチノミー」からは、原因探究の行為を合理化するという議論もまた読みとることができる。二つの別個の哲学的な問題意識が同時に論じられている、と考えることで、「第三アンチノミー」の錯綜した議論は、より適切に整理されることとなる。

このような本論文の解釈は、統制的原理という機能に注目することで、認識実践にたいする理性の積極的な寄与を強調するものでもあった。「第三アンチノミー」を含む「超越論的弁証論」は、仮象の論理学として、独断的な形而上学を批判する文脈でのみ意味をもつものではない。「超越論的弁証論」は、人間的な認識実践が理性的であるための諸条件、それも、「超越論的分析論」とは機能の異なる諸条件を明らかにする議論として、カントの認識理論において積極的な役割を担っていてもいる。この点をとくに因果性にかんして明らかにしたこともまた、本論文の一つの成果であった。

*）本論文は哲学会第54回研究発表大会における口頭発表「『第三アンチノミー』におけるカントの因果論」に大幅な加筆修正を施したものである。

注

- 1 『純粹理性批判』からの引用は慣例にしたがい、1781年の第一版をA、1787年の第二版をBで表記し、その後に頁を指定する。ただし、亀甲括弧〔〕は筆者による補足を示す。
- 2 既存の批判については、森2001, pp.145-56の整理が参考になる。
- 3 そのため、本論文では行為の自由をめぐる諸問題には立ちいらずに議論を進める。カントの自由論にかんする筆者の見解については、滝沢2015を参照されたい。ちなみに、アル＝アズムも別の理由からでは

あるが「第三アンチノミー」において行為の自由は副次的な問題でしかないと考えている。彼によれば、第一原因にかんするニュートンおよびクラーク的な立場とライブニッツ的な立場との形而上学的な係争こそが、ここでの主題である。Al-Azmi1972, pp.86-111を参照。

- 4 認識を理性のなすある種の行為として把握し、その規則を解明する、という問題設定のしかたは、Krings1996などと共有するものである。とくに Krings1996, p.46を参照。
- 5 『純粹理性批判』において「構成的／統制的」という概念対は多義的に用いられている。カントは「超越論的分析論」「原則の体系」において、悟性の四つの原則を数学的なものと力学的なものに区別し、前者を構成的、後者を統制的と呼ぶ。(A180/B222f) この意味では、力学的原則に属する「第二類推」もまた統制的なものであることとなろう。しかし、これはまったく別の区別である。ここでは「超越論的弁証論」にそくした意味でこの概念対を使用することとしたい。
- 6 ただし、この点については議論の余地がある。たとえば、フォグリンはウイトゲンシュタインを援用しつつ、あらゆるディレンマやパラドックスを原理的に排除するまでの強さを合理性に要求する態度を批判している。我々の日常的な合理性の基準は、カントが要求するものほど厳格なものではないというわけである。Fogeline2003, Chapter 2を参照。
- 7 以下で展開する整理の多くの部分は「アンチノミー」一般にかんして当てはまると思われるが、本論文では、この工夫を「第三アンチノミー」に適用したときのみを考察する。
- 8 類似した手法で「アンチノミー」の構造を整理する試みとして、石川文康の法廷モデルがある。本論文のモデルでは、法廷での係争が自然科学者としての理性の位置づけをめぐるものとなっているため、法廷モデルよりも理性の役割が一つ増えている。それにより、理性が従う原理の性格が理性自体にとっても透明ではないことがよく強調されるからである。石川1996、第一章を参照。
- 9 カントはこの役割を悟性に割りあてもするが、ここでは「理性」という語を悟性をも含めた広義のものとして使うこととする。

- 10 この呼称は、「純粹理性のアンチノミー」第三節「こうしたその係争のさいの理性の関心について」において、定立に与する立場が「独断論」、反定立に与する立場が「経験論」と呼ばれることを受けている。関心論については後に第三節で検討を行う。
- 11 自然学者には、より以上のことが要求される可能性があるので、「少なくとも」という一語をつけた。ある行為は、偽な信念や一般的に理解不可能な欲求によっても合理化されうるが、自然学者が理性の一側面であるとすれば、偽な信念や理解不可能な欲求を帰属させることすら馴染まないとされることになるのである。
- 12 これは、カントの経験概念が、そのうちで客観的妥当性をもつ判断が成立することを要求する、きわめて強い含意をもつものであることによる。この点にかんしては、解釈の妥当性を含め議論があろう。しかし、「第三アンチノミー」の検討に集中するため、以下では、現象的世界における変化の経験には同じく現象的な原因が必ず時間的に先行している、という主張を「第二類推」において確立されたものとみなし、前提として受け入れることとしたい。ちなみにカントは同時的な因果関係があることを認めているが、そのさいにも時間的な順序関係は成立していると主張する。(A203/B248)
- 13 カントは悟性を規則の能力と定式化しもするが (A126)、ここでは理性の原則の特徴づけを「規則」という語を用いて行っている。ここでは、「規則」を「格率」とほぼ同義のものと解したい。また、この格率を「理性の格率」と呼ぶことができる。「私は、客観の性質からではなく、この客観の認識のある可能的な完全性にかんする理性の関心から得られたようなあらゆる主観的原則を、理性の格率と呼ぶ」。(A666/B684)
- 14 この間違いを「取り違え Subreption」の一つとして位置づけうるかもしれない。「取り違え」概念の含意については、城戸2014がカント批判哲学をこの概念を軸にして読みとく方向性を示唆しており、参考になった。
- 15 行為の合理化に複数のしかたを区別する発想は、Brandom2000, Chapter 2に示唆をうけた。ただし、本論文の論旨にとっては、これら

の合理化が本質からして別種類のものでなくともよい。規範を帰属させる合理化がヒューム主義的な合理化に還元されてもかまわない。ここでは、すべての行為が、なんらかの実在物を入手することを範型にした記述に馴染むわけではないことさえ確認されれば十分である。

- 16 当然のことであるが、行為を規範の帰属によって合理化するさいに、あらゆる存在論的コミットメントが排されるわけではない。先の銀行員は、ネクタイの存在にコミットしている。この役者も、海賊の宝の存在にはコミットしていないが、スコップや地面の存在にはコミットしている。ここでの論点は、合理化のしかたを変えることによって、ある特定の存在論的コミットメント（ここでは海賊の宝へのコミットメント）が生じたり消えたりする、というものである。
- 17 「第一原因について経験する」の「ついて」は事象的 de re ではなく言表的 de dicto なるものである。
- 18 このような第一原因の特徴づけは、いわゆる物それ自体と現象の区別を導入せずに可能である。しかし、この事情は見てとりにくい。自由と自然必然性の両立論へと問題意識が移行したとたん、カントは物それ自体と現象の区別に頼った議論を展開しはじめるからである。さらに言えば、カントがこの特徴づけを認めるかどうかも定かではない。第九節で「第一アンチノミー」に解決を与えるさいに、カントは無限背進と不定背進とを区別したうえで、諸条件の系列が事実として不定に背進しうるものであることを最終的に容認しているように見える (A518/B546)。「第一アンチノミー」にかんするこの主張が妥当であるかは措くとして、もしも「第三アンチノミー」における原因の系列にかんしても同様の主張にカントが与するのであれば、上の特徴づけは不適切なものとなる。「そこに到達しえたとしても、それが第一原因であると知りえない」という命題の前件が端的に偽であることになるからである。
- 19 これは、科学的探究が本来的には純粹に知的な動機によってのみ駆動されるべきである、という発想をも含意する。この純粹に知的な動機は、第三節「こうしたその係争のさいの理性の関心について」において「思弁的関心」と呼ばれるものである。関心論については、次節

で触れる。

- 20 残された問題を一点指摘しておく。統制的原理の内容を表現するためには端的に無条件なものを引きあいに出さざるをえないのであろうか。カントは第一原因を含めた統制的諸理念をアプリアリなものとして位置づけるのであるから、そう考えているようだ。すなわち、理性の原則の内実は、第一原因というアプリアリな概念を「かのように」という表現のうちに組み入れて使用することではじめて適切に表現されるのである。このような事情がなければ、統制的理念を構成的なものとして取りちがえ実体化する誤りが人間本性に不可避の仮象とはなるまい。グライアーもまた、ここに超越論的仮象が人間的な認識主体にとって不可避であることの理由を見てとっている (Greier2001, pp.268-79)。ただし、この主張の正当性にかんしては本論文では検討しなかった。
- 21 ただし、因果関係が異なる種類のものごとのあいだに成立しうる、という理解は常識からも支持されよう。長さに加算しうるのは長さだけであり、また、温度に加算しうるのは温度だけである。このように、数学的綜合は同じ単位のあいだでのみ成立しうる。しかるに、圧力の上昇が温度の上昇を引きおこしたり、火山の噴火(地質学的現象)が株価の暴落(経済的現象)を引きおこしたり、ある地域の治安の悪化(政治的現象)が野犬の生息数の増加(生物学的現象)を引きおこしたり、といった事例を考えると、なるほど因果関係のほうは異種的であるように思われる。ただし、これらは現象の枠内での異種性にすぎないので、カントの主張はこれよりも強いものではある。
- 22 カントが定立にかんしてもう一つ挙げる関心は、通俗性である。
- 23 類似の事態は一般的に生じうる。大型商業施設の建設に地元住民が反対しているとしよう。ただし、地元住民の半分は既存の商店街を守るために反対し、半分は自然環境を守るために反対している。反対運動が続いているかぎりでは、この違いは問題にならない。しかし、建設業者と和解するとなるとそうはいかない。和解案にたいして二つの反対派が求めるものは、まったく別のことになるからである。
- 24 二つの議論が到達する結論が似ていることも、議論の混線の原因となっていよう。たとえば、周知のように、第九節においても、最終的

には自由は理念でしかないとされる。(A558/B586) この結論は、第一原因が統制的理念であるという結論とたしかに似ている。しかし、二つの結論のあいだで「理念」などの概念が同じ意味で使われているのかについては疑問を提起しうる。

文献

Al-Azm, Sadik J., *The Origins of Kant's Argument in the Antinomies*, Oxford: Oxford University Press, 1972.

Brandom, Robert B., *Articulating Reasons: An Introduction to Inferentialism*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 2000.

Fogelin, Robert, *Walking the Tightrope of Reason: The Precarious Life of a Rational Animal*, Oxford: Oxford University Press, 2003, (『理性はどうして綱渡りです』、野矢茂樹・塩谷賢・村上祐子訳、春秋社、2005年)。

Grier, Michelle, *Kant's Doctrine of Transcendental Illusion*, Cambridge: Cambridge University Press, 2001.

Krings, Hermann, "Über Regel und Regelsetzung. Ein Beitrag zur Logik der Regelbegründung im Anschluß an Kant", *Kant in der Diskussion der Moderne*, ed. Gerhard Schönrich and Yasushi Kato, Frankfurt am Main: Surkamp, 1996.

石川文康『カント第三の思考 法廷モデルと無限判断』、名古屋大学出版会、1996年。

城戸淳『理性の深淵 カント超越論的弁証論の研究』、知泉書館、2014年。

森禎徳『理念をめぐるカントの思惟』、文理閣、2001年。

滝沢正之「カントにおける行為の自由と合理性」『現代カント研究13 カントと現代哲学』、カント研究会 加藤泰史・舟場保之編、晃洋書房、2015年。